

八 商 商 第 113 号  
令 和 6 年 2 月 2 日

北海道知事 鈴木 直道 様

八雲町長 岩村 克詔

環境影響評価法等に基づく意見について（回答）

令和5年12月26日付環境第961号にて照会のありました標記について、下記のとおり回答いたします。

記

1 意見照会対象図書

（仮称）北海道八雲町風力発電事業 環境影響評価方法書

2 意見

- （1）騒音による生活環境への影響については不確実性があること、また、本地付近は営農作業のための畑があり、風車騒音に含まれる振幅変調音や純音性成分などにより不快感が生じる可能性があることから、適切な風車配置や機種選定などにより可能な限り影響の低減を図ると共に、施設稼働後に影響が確認された場合の対策について検討すること。
- （2）国有林・民有林内において、立木の伐採や土地の形質変更などを行う場合は、森林法に基づく手続きを行うこと。また、伐採を行う場合であっても必要最低限に留め、生態系への影響を最小限とすること。
- （3）河川及びその周辺での開発行為による水の濁りに係る環境保全措置について、近年増加している局所的な降雨の傾向や火山性の土壌が表層に広く分布していることを十分に踏まえたものとする。
- （4）水源及びその周辺の地下水脈に影響を及ぼさないよう、最大限配慮するとともに、その検討、経緯を準備書に記載することを求める。
- （5）希少動植物の存在の可能性があることから、十分な調査を行い、保護に努めること。また、当地はオオワシ、オジロワシと猛禽類の営巣地及び飛来地であることから、これら希少な鳥類の生息やバードストライク、移動経路の阻害等への影響については、専門家等から助言を得ながら、適切な調査、予測及び評価を実施すること。
- （6）近年の激甚型自然災害への影響回避を図るために、気象レーダーへの影響を十分調査すること。
- （7）地域住民および関係団体等に対して、事業計画やその環境影響に関して、具体的なかつ丁寧に説明し、合意形成を図ること。

（商工観光労政課 商工観光係）



長 ま 企 号  
令和 6年 1月26日

北海道知事 鈴木 直道 様

北海道長万部町長 木幡 正志

環境影響評価方法書に係る意見について（回答）

令和5年12月26日付け環境第961号で照会のありましたこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

1. 意見照会対象図書

（仮称）北海道八雲町風力発電事業環境影響評価方法書

2. 意見

事業計画においては、地域住民及び関係自治体等に対し事業内容や事業が及ぼす影響などについて情報提供と丁寧な説明を行い、理解を得るとともに、周辺の環境保全について配慮しながら事業計画を進めていくこと。



（まちづくり推進課企画係）

今未創第12号  
令和6年1月29日

北海道知事 鈴木直道 様

今金町長 中島光弘

環境影響評価方法書に係る意見について（回答）

令和5年12月26日付け環境第961号にて照会のありました標記について、下記のとおり回答しますので、お取り計らい方お願いします。

記

- 1 意見照会対象図書  
（仮称）北海道八雲町風力発電事業環境影響評価方法書
- 2 意見  
特になし

今金町未来創生推進室

TEL：0137-82-0111

FAX：0137-82-2492

メール：imk-mirai@town.imakane.lg.jp

環境生活部環境局環境政策課

- 6.1.31 収受

第649-1号